



# 安全・安心まちづくり情報

## “春の全国交通安全運動”を実施します!

5月11日(金)~20日(日)の10日間

「安全は 心と時間の ゆとりから」

交通事故から守るために、町民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図りましょう。

運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

重点

- (1) 飲酒運転の根絶
- (2) 後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (3) 二輪車・自転車の交通事故防止

飲酒運転根絶!!

「ハンドルキーパー」運動にご協力ください。

車で飲食店に行って飲酒する場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、“飲まない人が、仲間を安全に自宅まで送る”運動を推進しています。

飲酒運転による悲惨な事故を無くすため、運動にご協力をお願いします。

【問合せ】交通安全対策推進協議会(土木課)内線513



## 交通安全ワンポイントアドバイス

ドライバーは信号機のない交差点では、一時停止又は徐行し、特に子供の飛び出しや高齢者に十分注意しましょう。



## 自転車マナーアップ強化月間 スローガン

「自転車も のれば 車のなかまいり」

## 家の建替えや塗替えには届出を!

都市計画課 内線534

本町では、4月1日から、建物などの色彩やデザイン、高さなどを定めた景観計画が施行され、皆さんが家などを建てたり塗替えをする場合には、役場への届出が必要です。

【届出が必要な規模】(一部抜粋)

・家などを建てる場合

延床面積が150㎡(温泉場地区では10㎡)を超えるもの、または3階建て以上

・外壁や屋根を塗替える場合

塗替える部分の面積の合計が50㎡(温泉場地区では10㎡)を超えるもの

詳しくは、都市計画課にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

## わんわんパトロール協力者募集

社会教育課 内線833・834

小学生・中学生の登下校時の安全を確保するため、犬の散歩をしながら、通学路を見守る活動に協力していただけるボランティアの方を募集しています。

【応募資格】町内在住で犬(登録済)を飼っている方

【申込み】電話で社会教育課へ

## 水質事故防止について

環境課 内線551~553

水質事故は、事業者だけでなく一般家庭が原因となる可能性もあります。

事業者の方は、薬品などの管理には十分注意を払い、事故の防止に努めてください。

一般家庭で、不用となった薬品や農薬などを処分する場合、町ではごみとして収集・処分できませんので、必ずお買い求めになった販売店などに相談してください。そのまま排水口などに流すと、浄化槽や下水道処理に影響を及ぼし、河川に流れ込んだ場合、重大な水質事故が発生することもあります。

住民の皆さん一人ひとりが水質事故の防止を心がけ、美しい自然を守りましょう。

## 住宅火災警報器の設置が義務付けられました

消防本部警防課 ☎60-0177

消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅の場合は平成18年6月1日から、既存の住宅の場合は、平成23年5月31日までに設置することになりました。

【住宅用火災警報器とは?】

天井や壁に取り付けて、火災の初期段階において煙や熱を自動的に感知して、警報音や音声により知らせる器具です。

